

# INTER NOS

インテルノス



1987 2学期号

## 愛光学園

### 卒業生だより

#### 卒業生だより

本校の一期生が今年四十七歳、いよいよこれから各界で活躍する卒業生がふえてくるものと思われる。しかも早くも今年取り上げた九期生の坂和さんもその問題にかわり、その法律的な解決の道を切り開こうとしている法曹界のホープである。朝日新聞の記事(S52・9・27)をきっかけに、活動内容や愛光の思い出について語ってみたい。

**弁護士 坂和 章平(9期)**

◇左に転載された朝日新聞の記事は、私を含め三名の弁護士「都市問題」についての調査研究を日常の弁護士活動のあい間をぬって続け、まとめた本について、一人の新聞記者が興味をもち、取材を続けてくれた結果によるものである。

◇弁護士の日常の活動は、TVによく出てくるようなものとは大きく異なる。TVに出てくる弁護士の一方の極端はヤクザとグルになった「悪徳」弁護士であり、他方の極端は、一つの事件を推理・調査し、ほれほれするような法廷活動を展開し見事に解決していく「カッコイイ」弁護士である。

しかし、我々弁護士の日常活動は、多くの事件(通常三〇件〜七〇件)を抱え込み、①依頼者からの事情聴取②各種の書面書き③相手方との交渉④法廷活動、の明けくれである。弁護士の生計は、この事件活動の基本パターンを維持し回転することによって立てられている。これは、いわば肉体労働と知的労働がミックスされた、きわめてハードな業務である。しかし、弁護士がこのような日常の事件活動のみに埋没したのでは「弁護士が社会的に果たすべき役割」を十分全うすることはできない。弁護士は、法律専門家として、世の中の政治情勢、社会情勢をにらみながら、日々提起される問題に対して、法的観点から適切な提言をしていく社会的使命をもっている。弁護士法第一条が「弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定していることにもつき、各地の弁護士会は、人権擁護委員会、公害対策委員会等々各種の委員会を設け、多様な社会的活動を展開しているのである。このように、弁護士には「日常活動」と「社会的活動」との両輪の活動が要請されているのである。

◇私は昭和四二年に大阪大学に入学し、同四六年卒業し、同四七年からの二年間の司法修習を経て、同四九年に大阪弁護士会に登録した。登録後、私は社会活動として、ずっと公害問題に取り組み、大阪国際空港の騒音問題や、大阪淀川の大気汚染問題、更には琵琶湖汚染の調査等々に参加した。これらの活動はほとんど無報酬で、夜の会議に明けくれ、日曜・祝日を返上するというパターンであったが、その中で、私は多くの人と触れ合い、自分の意思で研究していく姿勢を学んできた。

◇昭和五九年七月、私はふとしたきっかけで大阪駅前第二ビルの再開発問題の研究会に参加した。その会合の席で、私は営業不振に悩む店主に対して「自分の力で問題点を解決していかねければダメだ」という当然の意見を述べた。しかし、その当然のことをするには、過去一〇年以上にわたる資料収集、問題点の整理・検討そして問題点解決のための戦略・戦術をたてていかねばならなかった。そして、そのような活動は本来弁護士の活動領域であった。これがきっかけとなって、私はその後、都市(再)開発の問題に興味をもち、検討を深めていった。時あたかも、中曽根内閣の規制緩和と民活路線の下で「アーバン・リネンサンス(都市復興)」が叫ばれていた。都市再開発はまさに「ブーム」ともいえる社会情勢となっていたのである。

◇「都市の問題」は、近時の地価の異常高騰の中で大きな社会問題となっている。そして、都市再開発問題は地価問題を含む都市問題の重大な一局面である。私を含む三名の弁護士はこのような基本的認識の下に「都市問題研究会」の結成に奔走し、都市再開発の問題に照準をあてた研究を続け、昭和六二年の正月から約半年の間に一気にこれをまとめ上げ出版した。この本は決して安易な「ハウツー」ものではない。三名の弁護士が日常の事件活動を続けながら、社会的活動をやり抜くという弁護士の社会的使命を認識して頑張り抜いた真面目な研究の発表である。全国の再開発の現場の住民・コンサルタント・建築家・学者の方はもとより、弁護士の活動に少しでも興味をもつ方に一読していただければ幸いです。

◇私の愛光の卒業は昭和四二年三月。大学時代は学園紛争に明けくれ、三回生の終わりまで民法の「禁治産者」なる言葉も知らなかった。その私が四回生になって自分の進路を考え、司法試験の途を選択したのは、とにかく自分の力で何かやってみようという一念だけであつた。試験勉強約一年半の間、私はすべてを、そこに集中した。私が短期間の受験勉強で合格できたのは、それまでの三年間の学生運動の中で「自分の頭で考える」「討論をする中で整理する」という習性が形づくられていたからだと考えている。

◇私は、愛光の中学・高校時代も優等生ではなく、むしろ高一までは劣等生に近かった。一年上の兄は、優等生であったため、常に兄と比較され、当時は不愉快な思いもした。しかし、優等生は優等生なりに、劣等生は劣等生なりに、自分の「持ち味」を形成し、それを社会の中で発揮することができれば、これほど幸せな人生はないと思っている。

◇本稿を書くにあたって私は、久しぶりに愛光の三〇周年記念誌、そして近時のますますの発展の様子を示す資料を目を通した。高三の大学受験の時期から丁度二〇年経った今日でも、当時の記憶は、あざやかによみがえってくるものである。

◇愛光は昔から医者志望が多く、弁護士志望は非常に少ない。私の弁護士としての社会的活動の一つが新聞記者の目にとまり、取材を受けた結果として、本稿を寄せることになったのであるから、本稿を読んだ在学生諸君が本稿をきっかけに、一人でも二人でも弁護士としての社会的活動に参加する方向を目指してもらえば、痛快である。

六年卒業し、同四七年からの二年間の司法修習を経て、同四九年に大阪弁護士会に登録した。登録後、私は社会活動として、ずっと公害問題に取り組み、大阪国際空港の騒音問題や、大阪淀川の大気汚染問題、更には琵琶湖汚染の調査等々に参加した。これらの活動はほとんど無報酬で、夜の会議に明けくれ、日曜・祝日を返上するというパターンであったが、その中で、私は多くの人と触れ合い、自分の意思で研究していく姿勢を学んできた。

◇昭和五九年七月、私はふとしたきっかけで大阪駅前第二ビルの再開発問題の研究会に参加した。その会合の席で、私は営業不振に悩む店主に対して「自分の力で問題点を解決していかねければダメだ」という当然の意見を述べた。しかし、その当然のことをするには、過去一〇年以上にわたる資料収集、問題点の整理・検討そして問題点解決のための戦略・戦術をたてていかねばならなかった。そして、そのような活動は本来弁護士の活動領域であった。これがきっかけとなって、私はその後、都市(再)開発の問題に興味をもち、検討を深めていった。時あたかも、中曽根内閣の規制緩和と民活路線の下で「アーバン・リネンサンス(都市復興)」が叫ばれていた。都市再開発はまさに「ブーム」ともいえる社会情勢となっていたのである。

◇「都市の問題」は、近時の地価の異常高騰の中で大きな社会問題となっている。そして、都市再開発問題は地価問題を含む都市問題の重大な一局面である。私を含む三名の弁護士はこのような基本的認識の下に「都市問題研究会」の結成に奔走し、都市再開発の問題に照準をあてた研究を続け、昭和六二年の正月から約半年の間に一気にこれをまとめ上げ出版した。この本は決して安易な「ハウツー」ものではない。三名の弁護士が日常の事件活動を続けながら、社会的活動をやり抜くという弁護士の社会的使命を認識して頑張り抜いた真面目な研究の発表である。全国の再開発の現場の住民・コンサルタント・建築家・学者の方はもとより、弁護士の活動に少しでも興味をもつ方に一読していただければ幸いです。

◇私の愛光の卒業は昭和四二年三月。大学時代は学園紛争に明けくれ、三回生の終わりまで民法の「禁治産者」なる言葉も知らなかった。その私が四回生になって自分の進路を考え、司法試験の途を選択したのは、とにかく自分の力で何かやってみようという一念だけであつた。試験勉強約一年半の間、私はすべてを、そこに集中した。私が短期間の受験勉強で合格できたのは、それまでの三年間の学生運動の中で「自分の頭で考える」「討論をする中で整理する」という習性が形づくられていたからだと考えている。

### from O.B.

坂和 章平(9期)

◇左に転載された朝日新聞の記事は、私を含め三名の弁護士が「都市問題」についての調査研究を日常の弁護士活動のあい間をぬって続け、まとめた本について、一人の新聞記者が興味をもち、取材を続けてくれた結果によるものである。

◇弁護士の日常の活動は、TVによく出てくるようなものとは大きく異なる。TVに出てくる弁護士の一方の極端はヤクザとグルになった「悪徳」弁護士であり、他方の極端は、一つの事件を推理・調査し、ほれほれするような法廷活動を展開し見事に解決していく「カッコイイ」弁護士である。

しかし、我々弁護士の日常活動は、多くの事件(通常三〇件〜七〇件)を抱え込み、①依頼者からの事情聴取②各種の書面書き③相手方との交渉④法廷活動、の明けくれである。弁護士の生計は、この事件活動の基本パターンを維持し回転することによって立てられている。これは、いわば肉体労働と知的労働がミックスされた、きわめてハードな業務である。しかし、弁護士がこのような日常の事件活動のみに埋没したのでは「弁護士が社会的に果たすべき役割」を十分全うすることはできない。弁護士は、法律専門家として、世の中の政治情勢、社会情勢をにらみながら、日々提起される問題に対して、法的観点から適切な提言をしていく社会的使命をもっている。弁護士法第一条が「弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定していることにもつき、各地の弁護士会は、人権擁護委員会、公害対策委員会等々各種の委員会を設け、多様な社会的活動を展開しているのである。このように、弁護士には「日常活動」と「社会的活動」との両輪の活動が要請されているのである。

◇私は昭和四二年に大阪大学に入学し、同四六年卒業し、同四七年からの二年間の司法修習を経て、同四九年に大阪弁護士会に登録した。登録後、私は社会活動として、ずっと公害問題に取り組み、大阪国際空港の騒音問題や、大阪淀川の大気汚染問題、更には琵琶湖汚染の調査等々に参加した。これらの活動はほとんど無報酬で、夜の会議に明けくれ、日曜・祝日を返上するというパターンであったが、その中で、私は多くの人と触れ合い、自分の意思で研究していく姿勢を学んできた。

◇昭和五九年七月、私はふとしたきっかけで大阪駅前第二ビルの再開発問題の研究会に参加した。その会合の席で、私は営業不振に悩む店主に対して「自分の力で問題点を解決していかねければダメだ」という当然の意見を述べた。しかし、その当然のことをするには、過去一〇年以上にわたる資料収集、問題点の整理・検討そして問題点解決のための戦略・戦術をたてていかねばならなかった。そして、そのような活動は本来弁護士の活動領域であった。これがきっかけとなって、私はその後、都市(再)開発の問題に興味をもち、検討を深めていった。時あたかも、中曽根内閣の規制緩和と民活路線の下で「アーバン・リネンサンス(都市復興)」が叫ばれていた。都市再開発はまさに「ブーム」ともいえる社会情勢となっていたのである。

◇「都市の問題」は、近時の地価の異常高騰の中で大きな社会問題となっている。そして、都市再開発問題は地価問題を含む都市問題の重大な一局面である。私を含む三名の弁護士はこのような基本的認識の下に「都市問題研究会」の結成に奔走し、都市再開発の問題に照準をあてた研究を続け、昭和六二年の正月から約半年の間に一気にこれをまとめ上げ出版した。この本は決して安易な「ハウツー」ものではない。三名の弁護士が日常の事件活動を続けながら、社会的活動をやり抜くという弁護士の社会的使命を認識して頑張り抜いた真面目な研究の発表である。全国の再開発の現場の住民・コンサルタント・建築家・学者の方はもとより、弁護士の活動に少しでも興味をもつ方に一読していただければ幸いです。

◇私の愛光の卒業は昭和四二年三月。大学時代は学園紛争に明けくれ、三回生の終わりまで民法の「禁治産者」なる言葉も知らなかった。その私が四回生になって自分の進路を考え、司法試験の途を選択したのは、とにかく自分の力で何かやってみようという一念だけであつた。試験勉強約一年半の間、私はすべてを、そこに集中した。私が短期間の受験勉強で合格できたのは、それまでの三年間の学生運動の中で「自分の頭で考える」「討論をする中で整理する」という習性が形づくられていたからだと考えている。

坂和 章平(9期)

◇左に転載された朝日新聞の記事は、私を含め三名の弁護士が「都市問題」についての調査研究を日常の弁護士活動のあい間をぬって続け、まとめた本について、一人の新聞記者が興味をもち、取材を続けてくれた結果によるものである。

◇弁護士の日常の活動は、TVによく出てくるようなものとは大きく異なる。TVに出てくる弁護士の一方の極端はヤクザとグルになった「悪徳」弁護士であり、他方の極端は、一つの事件を推理・調査し、ほれほれするような法廷活動を展開し見事に解決していく「カッコイイ」弁護士である。

しかし、我々弁護士の日常活動は、多くの事件(通常三〇件〜七〇件)を抱え込み、①依頼者からの事情聴取②各種の書面書き③相手方との交渉④法廷活動、の明けくれである。弁護士の生計は、この事件活動の基本パターンを維持し回転することによって立てられている。これは、いわば肉体労働と知的労働がミックスされた、きわめてハードな業務である。しかし、弁護士がこのような日常の事件活動のみに埋没したのでは「弁護士が社会的に果たすべき役割」を十分全うすることはできない。弁護士は、法律専門家として、世の中の政治情勢、社会情勢をにらみながら、日々提起される問題に対して、法的観点から適切な提言をしていく社会的使命をもっている。弁護士法第一条が「弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定していることにもつき、各地の弁護士会は、人権擁護委員会、公害対策委員会等々各種の委員会を設け、多様な社会的活動を展開しているのである。このように、弁護士には「日常活動」と「社会的活動」との両輪の活動が要請されているのである。

◇私は昭和四二年に大阪大学に入学し、同四六年卒業し、同四七年からの二年間の司法修習を経て、同四九年に大阪弁護士会に登録した。登録後、私は社会活動として、ずっと公害問題に取り組み、大阪国際空港の騒音問題や、大阪淀川の大気汚染問題、更には琵琶湖汚染の調査等々に参加した。これらの活動はほとんど無報酬で、夜の会議に明けくれ、日曜・祝日を返上するというパターンであったが、その中で、私は多くの人と触れ合い、自分の意思で研究していく姿勢を学んできた。

◇昭和五九年七月、私はふとしたきっかけで大阪駅前第二ビルの再開発問題の研究会に参加した。その会合の席で、私は営業不振に悩む店主に対して「自分の力で問題点を解決していかねければダメだ」という当然の意見を述べた。しかし、その当然のことをするには、過去一〇年以上にわたる資料収集、問題点の整理・検討そして問題点解決のための戦略・戦術をたてていかねばならなかった。そして、そのような活動は本来弁護士の活動領域であった。これがきっかけとなって、私はその後、都市(再)開発の問題に興味をもち、検討を深めていった。時あたかも、中曽根内閣の規制緩和と民活路線の下で「アーバン・リネンサンス(都市復興)」が叫ばれていた。都市再開発はまさに「ブーム」ともいえる社会情勢となっていたのである。

◇「都市の問題」は、近時の地価の異常高騰の中で大きな社会問題となっている。そして、都市再開発問題は地価問題を含む都市問題の重大な一局面である。私を含む三名の弁護士はこのような基本的認識の下に「都市問題研究会」の結成に奔走し、都市再開発の問題に照準をあてた研究を続け、昭和六二年の正月から約半年の間に一気にこれをまとめ上げ出版した。この本は決して安易な「ハウツー」ものではない。三名の弁護士が日常の事件活動を続けながら、社会的活動をやり抜くという弁護士の社会的使命を認識して頑張り抜いた真面目な研究の発表である。全国の再開発の現場の住民・コンサルタント・建築家・学者の方はもとより、弁護士の活動に少しでも興味をもつ方に一読していただければ幸いです。

◇私の愛光の卒業は昭和四二年三月。大学時代は学園紛争に明けくれ、三回生の終わりまで民法の「禁治産者」なる言葉も知らなかった。その私が四回生になって自分の進路を考え、司法試験の途を選択したのは、とにかく自分の力で何かやってみようという一念だけであつた。試験勉強約一年半の間、私はすべてを、そこに集中した。私が短期間の受験勉強で合格できたのは、それまでの三年間の学生運動の中で「自分の頭で考える」「討論をする中で整理する」という習性が形づくられていたからだと考えている。

### 弁護士活動について思うこと、また愛光について思うこと。

弁護士 坂和章平(9期)

◇左に転載された朝日新聞の記事は、私を含め三名の弁護士が「都市問題」についての調査研究を日常の弁護士活動のあい間をぬって続け、まとめた本について、一人の新聞記者が興味をもち、取材を続けてくれた結果によるものである。

◇弁護士の日常の活動は、TVによく出てくるようなものとは大きく異なる。TVに出てくる弁護士の一方の極端はヤクザとグルになった「悪徳」弁護士であり、他方の極端は、一つの事件を推理・調査し、ほれほれするような法廷活動を展開し見事に解決していく「カッコイイ」弁護士である。

しかし、我々弁護士の日常活動は、多くの事件(通常三〇件〜七〇件)を抱え込み、①依頼者からの事情聴取②各種の書面書き③相手方との交渉④法廷活動、の明けくれである。弁護士の生計は、この事件活動の基本パターンを維持し回転することによって立てられている。これは、いわば肉体労働と知的労働がミックスされた、きわめてハードな業務である。しかし、弁護士がこのような日常の事件活動のみに埋没したのでは「弁護士が社会的に果たすべき役割」を十分全うすることはできない。弁護士は、法律専門家として、世の中の政治情勢、社会情勢をにらみながら、日々提起される問題に対して、法的観点から適切な提言をしていく社会的使命をもっている。弁護士法第一条が「弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定していることにもつき、各地の弁護士会は、人権擁護委員会、公害対策委員会等々各種の委員会を設け、多様な社会的活動を展開しているのである。このように、弁護士には「日常活動」と「社会的活動」との両輪の活動が要請されているのである。

◇私は昭和四二年に大阪大学に入学し、同四六年卒業し、同四七年からの二年間の司法修習を経て、同四九年に大阪弁護士会に登録した。登録後、私は社会活動として、ずっと公害問題に取り組み、大阪国際空港の騒音問題や、大阪淀川の大気汚染問題、更には琵琶湖汚染の調査等々に参加した。これらの活動はほとんど無報酬で、夜の会議に明けくれ、日曜・祝日を返上するというパターンであったが、その中で、私は多くの人と触れ合い、自分の意思で研究していく姿勢を学んできた。

◇昭和五九年七月、私はふとしたきっかけで大阪駅前第二ビルの再開発問題の研究会に参加した。その会合の席で、私は営業不振に悩む店主に対して「自分の力で問題点を解決していかねければダメだ」という当然の意見を述べた。しかし、その当然のことをするには、過去一〇年以上にわたる資料収集、問題点の整理・検討そして問題点解決のための戦略・戦術をたてていかねばならなかった。そして、そのような活動は本来弁護士の活動領域であった。これがきっかけとなって、私はその後、都市(再)開発の問題に興味をもち、検討を深めていった。時あたかも、中曽根内閣の規制緩和と民活路線の下で「アーバン・リネンサンス(都市復興)」が叫ばれていた。都市再開発はまさに「ブーム」ともいえる社会情勢となっていたのである。

◇「都市の問題」は、近時の地価の異常高騰の中で大きな社会問題となっている。そして、都市再開発問題は地価問題を含む都市問題の重大な一局面である。私を含む三名の弁護士はこのような基本的認識の下に「都市問題研究会」の結成に奔走し、都市再開発の問題に照準をあてた研究を続け、昭和六二年の正月から約半年の間に一気にこれをまとめ上げ出版した。この本は決して安易な「ハウツー」ものではない。三名の弁護士が日常の事件活動を続けながら、社会的活動をやり抜くという弁護士の社会的使命を認識して頑張り抜いた真面目な研究の発表である。全国の再開発の現場の住民・コンサルタント・建築家・学者の方はもとより、弁護士の活動に少しでも興味をもつ方に一読していただければ幸いです。

◇私の愛光の卒業は昭和四二年三月。大学時代は学園紛争に明けくれ、三回生の終わりまで民法の「禁治産者」なる言葉も知らなかった。その私が四回生になって自分の進路を考え、司法試験の途を選択したのは、とにかく自分の力で何かやってみようという一念だけであつた。試験勉強約一年半の間、私はすべてを、そこに集中した。私が短期間の受験勉強で合格できたのは、それまでの三年間の学生運動の中で「自分の頭で考える」「討論をする中で整理する」という習性が形づくられていたからだと考えている。

◇私は、愛光の中学・高校時代も優等生ではなく、むしろ高一までは劣等生に近かった。一年上の兄は、優等生であったため、常に兄と比較され、当時は不愉快な思いもした。しかし、優等生は優等生なりに、劣等生は劣等生なりに、自分の「持ち味」を形成し、それを社会の中で発揮することができれば、これほど幸せな人生はないと思っている。

◇本稿を書くにあたって私は、久しぶりに愛光の三〇周年記念誌、そして近時のますますの発展の様子を示す資料を目を通した。高三の大学受験の時期から丁度二〇年経った今日でも、当時の記憶は、あざやかによみがえってくるものである。

◇愛光は昔から医者志望が多く、弁護士志望は非常に少ない。私の弁護士としての社会的活動の一つが新聞記者の目にとまり、取材を受けた結果として、本稿を寄せることになったのであるから、本稿を読んだ在学生諸君が本稿をきっかけに、一人でも二人でも弁護士としての社会的活動に参加する方向を目指してもらえば、痛快である。